

## 平成29年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録（概要）

1 開催日時 平成29年4月20日（木）午前10時～午前11時30分

2 開催場所 広島県庁 東館8階 801会議室

3 出席者 18名

4 欠席者 2名

5 内 容

事務局	(本会議の選定審議会の職務について説明)
	(会長及び副会長選出)
会 長	本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。
事務局	昨年度は、第1回と第2回の会議の傍聴を可とし、第3回の傍聴については、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。議事録については、第1回から第3回までの議事録を公開している。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えている。
会 長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委 員	なし。(全委員)
会 長	今年度も第3回を除いて会議は傍聴可とするとともに、議事録は公開することを確認する。(ホームページに掲載)
	小学校の「特別の教科 道徳」、小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科書採択について、事務局から説明を求める。
事務局 (義務教育 指導課担 当者)	(教科書の種類及び現在採択されている教科書) 資料「教科書制度の概要」を基に、教科書の種類について説明する。 教科書には、大きく分けて3つの種類がある。文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科用図書、文部科学大臣が著作の名義を持つ文部科学省著作教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級において、適切な教科書がない場合に使用される一般図書である。 本年度は、小学校・義務教育学校(前期課程)、特別支援学校並びに特別支援学級において使用される一般図書の採択の年になっており、一般図書の採択の方針等を審議していただく。

(教科書が使用されるまでの経緯)

教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行及び使用」という手続を経て児童生徒の手元に無償で届けられている。

発行者が作成した教科書を文部科学省が規準に基づいて検定する。検定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを採択権者が採択する。県教育委員会は、必要な数を発行者に知らせた後、発行者が必要部数を発行する。そして、学校に届けられ児童生徒の手元に届くという流れになっている。

(検定・採択基本方針の周期)

中学校では、平成27年度に採択した中学校用の教科書を平成28年度から使用している。小学校では、平成27年度から使用している教科書を今年度も使用する。このように、使用開始の前年度に、翌年度に使用する教科用図書を採用するという仕組みになっている。

今年度は、小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択の年に当たり、来年度から新しい教科書を使用する。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」という規定がある。今年度の選定審議会ではこの規定に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下、「一般図書」という。）の採択について審議を行うことになる。

(教科書採択の仕組み)

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて説明する。

- ①発行者が検定を経た教科書で次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。
- ②文部科学大臣は、届出のあった教科書を一覧にまとめて教科書目録を作成し、県教育委員会を経て、市町教育委員会や国立・私立学校へ送付する。
- ③発行者は、教科書見本を送付する。
- ④県教育委員会は、採択基本方針を、この教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会は、ここに位置付けられる。
- ⑤選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。
- ⑥学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。
- ⑦8月31日までに各採択地区や国立・私立学校で採択を行う。

(現在使用されている小学校用教科書について)

前回、平成26年度に採択され、平成30年度まで4年間、県内の市町立小学校で使用している教科用図書の採択状況について説明する。

現在の採択地区は、19採択地区であるが、平成26年度は、道徳は教科になっていなかったため、道徳を除く教科書が採択されている。それぞれの採択地区において子供たちにとって最も適切だと考えた教科書を採択している。

<p>事務局 (特別支援 教育課担 当者)</p>	<p>(小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について)</p> <p>小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科用図書，文部科学省著作教科用図書，一般図書である。</p> <p>文部科学省著作教科用図書（著作教科用図書）には，視覚障害者用，聴覚障害者用，知的障害者用がある。特別支援学校用の教科用図書については需要数が少なく，教科書業者による特別支援学校用の検定済教科用図書が発行されないため，文部科学省が著作・編集を行い，教科書業者にその製造・供給を委ねている。</p> <p>視覚障害者である児童・生徒又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては，点字版の教科用図書が発行されている。</p> <p>なお，小学部における視覚障害者用に，著作教科用図書として，「特別の教科 道徳」の点字教科書が作成される予定である。</p> <p>視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては，点字版の教科用図書が発行されている。</p> <p>聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては，小学部では言語指導と音楽，中学部では言語が発行されている。</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては，小学部では国語，算数，音楽が，中学部では国語，数学，音楽が発行されている。</p> <p>知的障害者用の著作教科用図書としては，星のマークの数で段階を示しており，星本（ほしぼん）と呼んでいるものがある。</p> <p>肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，著作教科用図書は発行されていない。</p> <p>(一般図書について)</p> <p>一般図書について説明する。学校教育法附則第9条において，特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては，検定済教科用図書又は著作教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められている。この学校教育法附則第9条の規定に基づいて使用する教科用図書のことを一般図書と呼んでいる。</p> <p>この一般図書を使用する主な場合は，特別支援学校の小・中学部や小・中学校等の特別支援学級において，知的障害用の著作教科用図書がない教科の場合，又は障害の状態が重く，著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用することができる。一般図書の主なものとして，絵本などがある。知的障害があることにより，検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用できる。</p>
---------------------------------------	---

<p>事務局 (特別支援教育課担当者)</p>	<p>(採択の手続きについて)</p> <p>県立の特別支援学校の小・中学部において、各学校が選定し県教育委員会に申請したものに基づいて、県教育委員会が採択している。また、市町立の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校においては、各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。</p> <p>一般図書の採択は、県立の特別支援学校の小・中学部においては、各学校が選定し県教育委員会に申請したものに基づいて、県教育委員会が採択している。</p> <p>また、市町立の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校においては各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。</p> <p>(知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における平成29年度に使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害用教科書及び一般図書の採択結果について)</p> <p>「一般図書一覧」とは、学校教育法附則第9条に基づき、義務教育諸学校で使用する教科用図書として採択された一般図書のうち、比較的採択数が多く、発行者が次年度においても当該図書の発行・供給を予定しているものを、文部科学省が集録したものである。</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する場合は、小学部では国語、算数、音楽、中学部では国語、数学、音楽については著作教科用図書があるのでこれを使用することとなる。その他の教科については、検定済教科用図書又は著作教科用図書がないため、一般図書を使用することとなる。</p> <p>また、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、知的障害を併せ有する児童生徒に対して知的障害特別支援学校の各教科に替えた教育課程を編成することができるため、知的障害者用の著作教科用図書が採択されている。同様に、一般図書も採択している。</p> <p>全ての特別支援学校が教育課程に従って著作教科用図書を選定し、県教育委員会が採択している。また、一般図書については、小学部では265点の図書を採択しており、そのうち「一般図書一覧」の中から207点、全図書点数の約78.1%を採択している。中学部では、全体で195点の図書を採択しており、そのうち「一般図書一覧」の中から151点、全図書点数の約77.4%を採択している。</p>
<p>会 長</p> <p>委 員</p>	<p>事務局からの説明について、質問及び意見はないか。</p> <p>説明の中に、19の採択地区とあったが県内は23の市町がある。この構成はどのようなになっているのか。</p>

事務局	安芸郡4町と山県郡2町は郡単位で一つの採択地区となっているため、数が23よりも減っている。
委員	選定資料はいつ出されるのか。
事務局	第2回の選定審議会後になるので、6月中旬に出す予定である。
会長	この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案していただきたい。
教育部長	本審議会に対して、平成30年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務所に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について諮問する。  1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について 以上のことについて、審議いただきたい。
会長	これより諮問事項の審議に入る。
事務局	(諮問事項「1 採択の基本方針について」) 平成30年度に義務教育諸学校で使用する小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」及び学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針に基づいて説明する。  1 採択基本方針 (1) 採択の基本 (2) 適正かつ公正な採択の確保 (3) 開かれた採択の推進  2 方法、組織及び手続き について説明する。
会長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委員	観点(ア)「基礎・基本の定着」における調査の視点や方法はどのようなものなのか。
事務局	平成27年3月の学習指導要領一部改正により、道徳科の目標に、「道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」を行うことが明確に示された。そのため、授業の中でまず、道徳的価値の意義や大切さを理解させることができるような配慮がされているかを調査する方向である。  4月下旬に届く見本本をもとに、また5月に行う調査委員会を経て最終的に決定する必要がある。例えば、「指導する内容の示し方」を視点とし

	<p>た場合では、本時のねらいとする「友情、信頼」「生命の尊さ」等の内容が、各教材の中でどのように示されているかについて。「発問の工夫」を視点とした場合では、道徳的価値について多面的・多角的に考えることにつながる、児童生徒の思考や話し合いを深めるための鍵になるような発問例について、その数や示し方を調査する。</p>
会 長	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）は、特別支援学級でも使用できるのか。</p>
事務局	<p>特別支援学級には、知的障害特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級、弱視特別支援学級、難聴特別支援学級の他、自閉症・情緒障害特別支援学級等がある。</p> <p>それらの教育課程は、基本的には小学校、中学校の学習指導要領に基づいて編成するが、特に必要がある場合、学校教育法施行規則138条により、特別の教育課程を編成することができることとなっている。</p> <p>特別の教育課程とは、実情に応じて、例えば、自立活動を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりすること等である。</p> <p>各学校においては、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた教育課程を編成し、それぞれに応じた教科書の選定をする。当該学年の目標・内容が適している場合、当該学年の検定済教科書を選定し、下学年の目標・内容が適している場合は、下学年の検定済教科書を選定する。また、知的障害特別支援学校の各教科の目標・内容が適している場合は、著作教科書、絵本等の一般図書から選定を行うこととなる。</p>
会 長	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>なし。（全委員）</p>
会 長	<p>その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということでよいか。</p>
委 員	<p>よい。（全委員）</p>
事務局	<p>（諮問事項「2『選定資料』の作成について」）</p> <p>資料に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作成の趣旨</li> <li>2 作成の方法</li> <li>3 「教科用図書」の調査・研究 について説明する。</li> </ol>
会 長	<p>事務局の説明について、質問及び意見はないか。</p> <p>全体を通して質問及び意見はないか。</p>

委 員	教科書が導入された場合、これまで授業の中で活用していた「私たちの道徳」は、どのような扱いになるのか。
事務局	小学校では平成30年度、中学校では平成31年度からの全面実施に伴い、教科書が導入され、「私たちの道徳」の国からの無償配布は終了となる予定。なお、文部科学省ホームページには引き続き掲載される予定なので、必要に応じてダウンロードして活用することは可能である。
会 長	その他、全体を通して御意見はないか。
委 員	なし。（全委員）
会 長	意見がないようであれば、「『選定資料』の作成について」は事務局の原案どおりでよいか。
委 員	よい。（全委員）
会 長	この後、私から諮問事項について、教育長に答申するのので了承いただきたい。
	以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。
事務局	今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月7日に開催する予定である。